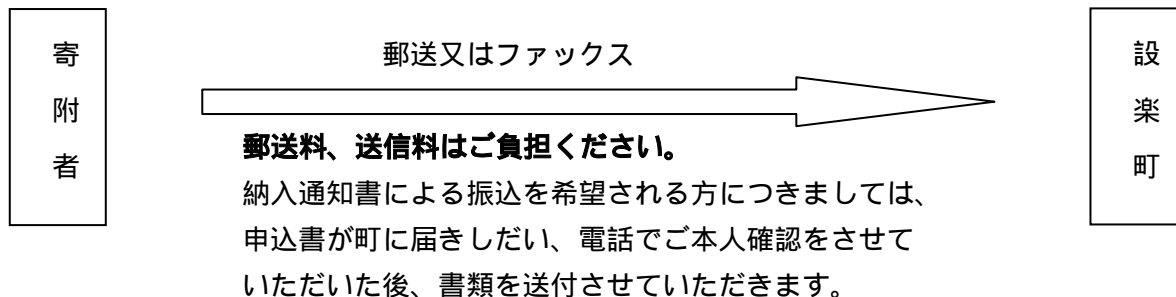


**「ふるさと納税制度」とは**

自らが生まれ育った地域や、応援したいと思う地域に対して寄附を行うことにより、寄附金控除の優遇税制を受けることができる制度です。

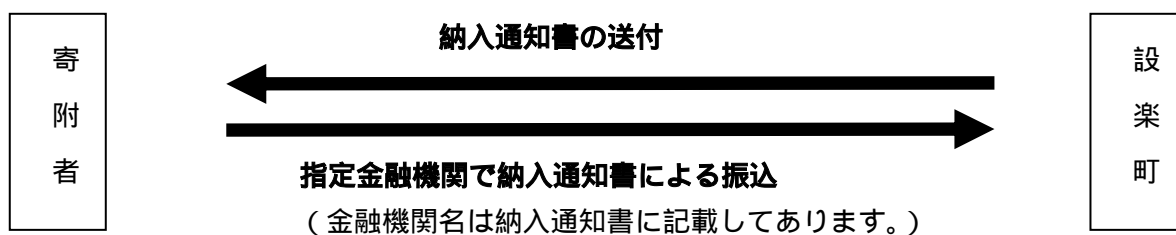
**寄附をお寄せいただく方法**

「寄附申込書」を下記の申込窓口まで郵送又はファックスで送付してください。



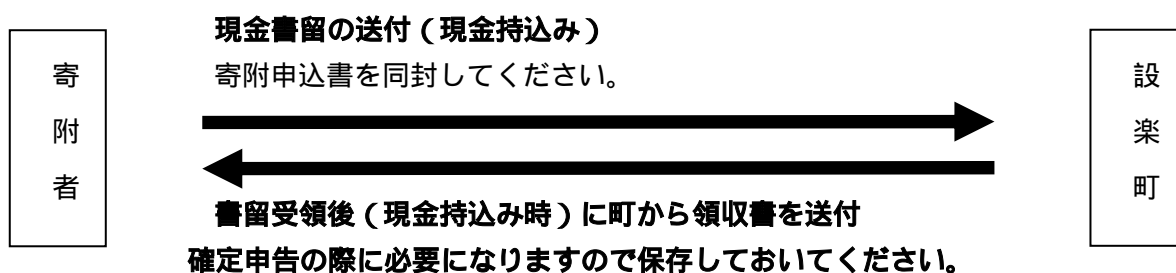
寄附は、「納入通知書」による振込、「現金書留」による送付、窓口（総務課、出納室）への持込のいずれかの方法をお願いします。寄附申込書で選択してください。

**納入通知書の場合**（手数料はかかりません）



振込後に金融機関から渡される納入通知書兼領収書が確定申告に必要になりますので、保存をお願いします。

**現金書留の場合**（現金書留に関する費用は申し訳ありませんが、ご負担ください。）



この寄附は、あくまで皆様の善意によるものであり、町として寄附を強要するものではありません。

《問い合わせ先》

したらふるさと寄附金（仮称）に関すること及び申込書、現金書留の送付先、現金持込み窓口

〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字居立2番地

設楽町役場総務課 電話 0536-62-0511（内線31） FAX 0536-62-1675

**優遇税制に関すること**

設楽町役場税務課 電話 0536-62-0511（内線25）